

さいたま市告示第 1105 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 6 月 27 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 23 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/23	東浦和駅	埼玉県警16-6243069	B6B51962		
2025/06/23	東浦和駅	埼玉県警24-240496046	A23AL64565		
2025/06/23	東浦和駅	埼玉県警25-250920482	HS2C07018		
2025/06/23	南浦和駅東口	埼玉県警13-3215815	A13AB37459		
2025/06/23	与野本町駅	不明	V180811533		
2025/06/23	南与野駅	埼玉県警16-6206472	6B81021		
2025/06/24	南浦和駅西口	埼玉県警21-211593296	B0L68820		
2025/06/25	与野駅東口	不明	V220307366		
2025/06/25	与野本町駅	埼玉県警22-223602851	SWB304239		
2025/06/25	南与野駅	埼玉県警19-193384609	S3900971		
2025/06/26	北浦和駅東口	埼玉県警20-203529007	SUD050992		
2025/06/26	北浦和駅東口	埼玉県警21-21?455318	B0K03215		
2025/06/26	南与野駅	埼玉県警21-210147799	D006152045		
2025/06/26	南与野駅	小平G10336	SYH022785		
2025/06/26	南与野駅	埼玉県警14-4250200	TB3GG877		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/23	大宮駅西口	埼玉県警25-250767137	HS4K32039		
2025/06/23	宮原駅東口	埼玉県警23-231749594	A30C00696		
2025/06/24	東岩槻駅	池袋G67833	A117B02999		
2025/06/25	宮原駅東口	不明	LB860168		
2025/06/26	日進駅	深川I 50286	F22X92545		
2025/06/27	大宮駅東口	西新井K56463	WBK844417M		
2025/06/27	大宮駅東口	埼玉県警23-231246703	HS2L32652		
2025/06/27	大宮駅東口	埼玉県警23-233579254	F23693305		

合計: 23台

告示期限 令和7年7月18日